

令和5年度

農業委員会業務概要

令和6年10月

札幌市農業委員会

目 次

1 札幌市の概要

- (1) 人口・世帯数及び面積 ----- 1
- (2) 農業の概要 ----- 2

2 農業委員会及び事務局の組織

- (1) 農業委員会の変遷 ----- 4
- (2) 委員定数 ----- 4
- (3) 令和6年度事務局体制 ----- 4
- (4) 委員名簿 ----- 5
- (5) 令和5年度予算・決算及び令和6年度予算 ----- 7

3 活動状況

- (1) 総会 ----- 8
- (2) 全体会議 ----- 9
- (3) 市内農業事情調査 ----- 9
- (4) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
 その他事務の実施状況の公表 ----- 10
- (5) 令和6年度最適化活動の目標の設定等 ----- 16

4 農地関係処理状況

- (1) 農地法第3条の規定による権利移動 ----- 19
- (2) 農地法第4条・第5条の規定による転用 ----- 21
- (3) 現況証明等 ----- 24
- (4) 農業経営基盤強化促進事業関係 ----- 27
- (5) 国有農地関係 ----- 28
- (6) 諸証明処理件数 ----- 28

（7）農業者年金事業関係	29
5 賃借料・下限面積	
（1）賃借料	30
（2）下限面積	30
6 条例・規程等	
（1）札幌市農業委員会の委員等の定数に関する条例	31
（2）札幌市農業委員会事務処理手数料条例	33
（3）札幌市農業委員会規程	35
（4）札幌市農業委員会事務局規程	41
（5）札幌市農業委員会聴聞等に関する規程	48
（6）札幌市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）	49
7 関係団体一覧表	
（1）札幌市農業協同組合	50
（2）その他の関係機関	51

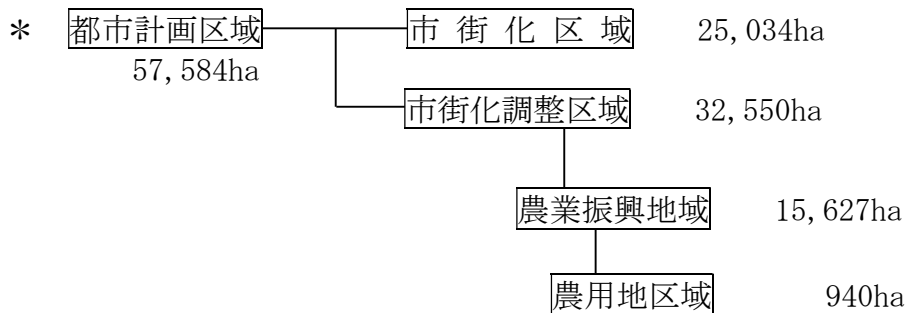
1 札幌市の概要

本市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に接する石狩砂丘地に囲まれ、東西 42.30km、南北 45.40km、市域面積 1,121.26 km²の広大な面積を有している。

(1) 人口・世帯数及び面積

(令和6年9月1日現在 人口・世帯数：推計人口)

区	項目	人口	世帯数	面積 (km ²)
中央		254,595	149,768	46.42
北		287,733	143,420	63.57
東		263,677	134,517	56.97
白石		211,606	112,660	34.47
厚別		122,135	58,699	24.38
豊平		227,839	124,793	46.23
清田		108,898	46,000	59.87
南		133,511	63,115	657.48
西		217,660	108,200	75.10
手稲		140,684	62,687	56.77
計		1,968,338	1,003,859	1,121.26



(令和6年9月現在)

(2) 農業の概要

① 総農家数

(令和2年2月1日現在：2020年農林業センサス)

区分 区	農家戸数(戸)		
	総数	自給的農家	販売農家
中央	10	4	6
北	108	44	64
東	116	43	73
白石	48	28	20
厚別	49	30	19
豊平	27	17	10
清田	46	24	22
南	151	60	91
西	33	19	14
手稲	39	11	28
計	627	280	347

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が15万円以上あった世帯

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

② 農業経営体総数

(令和2年2月1日現在：2020年農林業センサス)

区分 区	農業経営体					
	総数	個人 経営体	農事組合 法人	株式会社 有限会社	合同会社	その他の 法人
中央	13	7	-	5	-	1
北	67	62	2	3	-	-
東	77	69	-	5	3	-
白石	23	20	-	2	-	1
厚別	22	18	-	3	-	1
豊平	16	11	-	5	-	-
清田	27	21	-	6	-	-
南	99	92	-	6	-	1
西	14	14	-	-	-	-
手稲	30	28	-	2	-	-
計	388	342	2	37	3	4

農業経営体：次のいずれかに該当する事業を行う者

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数等が一定の基準以上の農業
- (3) 農作業の受託の事業

③ 経営耕地面積

(令和2年2月1日現在：2020年農林業センサス)

区分 区	農業経営体経営耕地面積 (ha)				
	総数	田	畑	樹園地	1経営体平均
中央	111	9	95	7	8.5
北	473	52	420	1	7.1
東	420	24	396	0	5.5
白石	43	4	39	-	2.0
厚別	105	0	102	3	5.0
豊平	35	-	34	1	2.2
清田	34	-	32	2	1.3
南	155	13	104	38	1.6
西	33	-	31	1	2.3
手稲	71	1	68	2	2.4
計	1,480	103	1,322	55	3.9

1 経営体平均：経営耕地面積/経営耕地のある経営体数

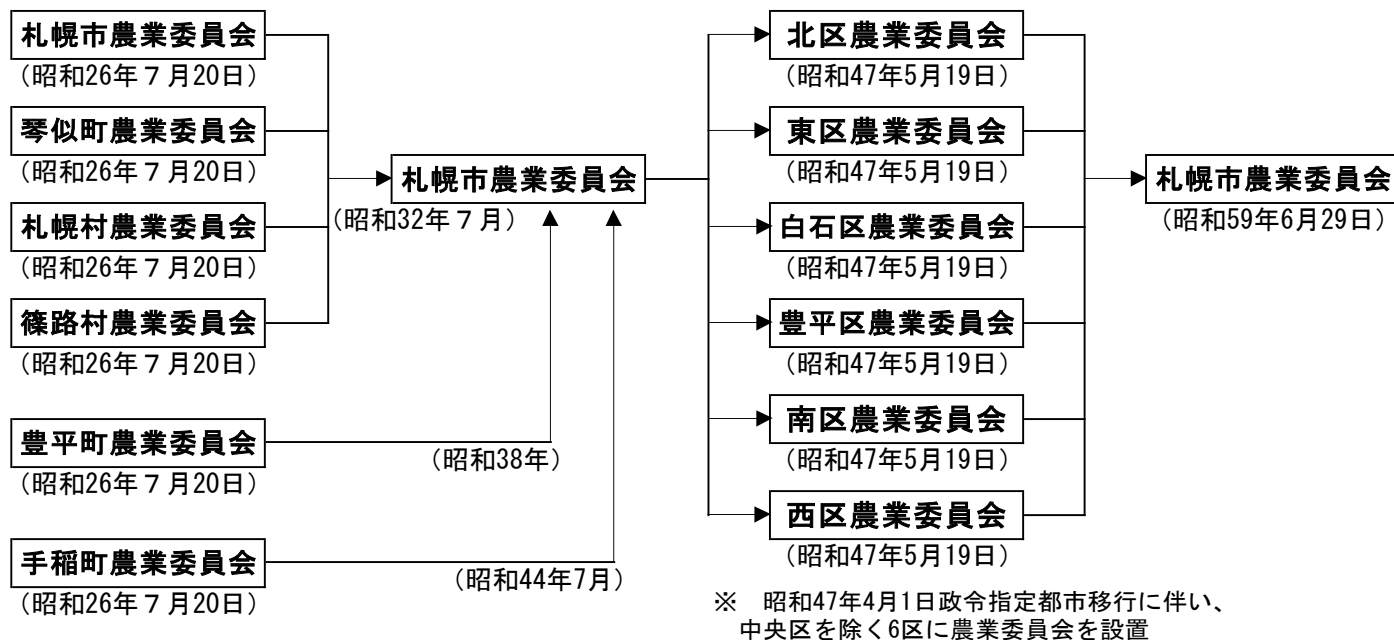
④ 家畜飼養農家数・飼養頭数

(令和6年2月現在：農政部調べ)

区分	農家数(戸)		飼育頭数(頭)	
		うち畜産農家		うち畜産頭数
乳用牛	14	9	818	648
肉用牛	5	2	73	63
豚	31	2	689	607
採卵鶏	21	4	3962	2302
肉用鶏	1	1	125	125
馬	22	0	247	0

2 農業委員会及び事務局の組織

(1) 農業委員会の変遷

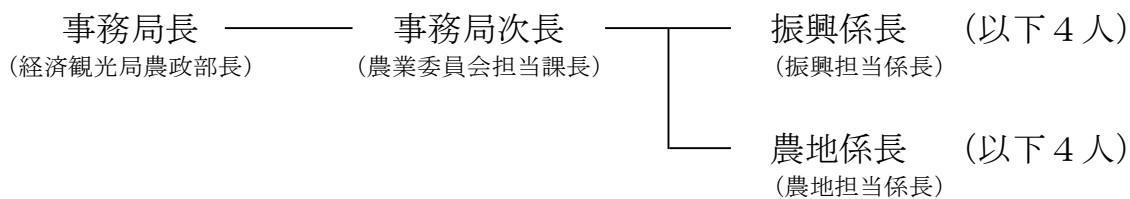


(2) 委員定数

農業委員 11人

農地利用最適化推進委員 15人

(3) 令和6年度事務局体制（平成17年4月より兼務化）



(4) 委員名簿

第13期 農業委員

任期 令和2年6月24日～令和5年6月23日

氏 名	備 考
浅井 義正	会 長
熊木 基雄	副 会 長
氏家 正喜	
元岡 藤博	
生野 隆雄	
平佐 雅勝	
山本 和夫	
千葉 悦子	
藤井 徹	
大西 智樹	
上山 雅彦	

第14期 農業委員（令和6年10月現在 欠員1名）

任期 令和5年6月24日～令和8年6月23日

氏 名	備 考
生野 隆雄	(～令和6年5月10日) 副 会 長 (令和6年5月11日～) 会 長
山本 和夫	(令和6年5月11日～) 副 会 長
藤井 徹	
大西 智樹	
熊木 基雄	(～令和6年5月10日) 会 長 令和6年5月31日委員辞任
上山 雅彦	
千葉 悦子	
氏家 正喜	
平佐 雅勝	
橋場 和実	
吉田 長幸	

第2期 農地利用最適化推進委員

任期 令和2年6月24日～令和5年6月23日

氏名	備考
大萱生勝	第1地区(北区)
宮本栄	
近藤克宜	
澤田喜幸	
武田泰典	
大作淳史	第2地区(東区)
北嶋茂	
鶴見幸則	
稲野邊努	第3地区 (白石区・厚別区・豊平区・清田区)
西山邦宏	
松下秀彰	
東正信	第4地区(南区)
菅原繁	
伊達寛記	
中田浩二	
岡島日登美	第5地区 (中央区・西区・手稲区)
木内勝敏	

第3期 農地利用最適化推進委員

任期 令和5年6月26日～令和8年6月23日

氏名	備考
近藤克宜	第1地区(北区)
澤田喜幸	
宮本栄	
山内浩幸	第2地区(東区)
大作淳史	
北嶋茂	
遠山覚	第3地区 (白石区・厚別区・豊平区・清田区)
稲野邊努	
松下秀彰	
浅井聡	第4地区(南区)
伊達寛記	
中田浩二	
畑中伸一	第5地区 (中央区・西区・手稲区)
岡島日登美	
川合浩平	

(5) 令和5年度予算・決算及び令和6年度予算

歳 入

項目	(円)		(円)
	令和5年度 予算	令和5年度 決算	令和6年度 予算
経済証明閲覧手数料	1,732,000	1,289,730	1,709,000
農業委員会等活動促進費	4,295,000	4,165,000	4,425,000
農地利用最適化交付金	58,000	59,070	59,000
農業者年金基金業務委託費	838,000	767,000	824,000
合計	6,923,000	6,280,800	7,017,000

歳 出

項目	(円)		(円)
	令和5年度 予算	令和5年度 決算	令和6年度 予算
報酬	15,735,000	15,627,402	15,586,000
給料	1,632,000	1,624,800	1,800,000
職員手当等	1,971,000	1,192,371	2,448,000
共済費	596,000	527,861	665,000
報償費	15,000	4,000	25,000
旅費	389,000	363,412	252,000
交際費	100,000	0	100,000
需用費	923,000	662,189	999,000
役務費	110,000	274,736	96,000
委託料	1,085,000	934,044	864,000
使用料及び賃借料	1,849,000	2,005,350	2,172,000
備品購入費	100,000	3,342	100,000
負担金、補助及び交付金	486,000	512,177	506,000
合計	24,991,000	23,731,684	25,613,000

※事務局職員の給与は含まない

3 活動状況

(1) 総会(令和5年4月～令和6年3月)

総会回数		33	34	35	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
開催日		4/7	4/27	5/25	7/6	8/4	9/8	10/6	11/2	12/1	2/2	3/1	3/25	
議案		件数												
最適化活動の目標の設定等													1	1
目標及び活動の点検・評価				1			1							2
国の農業政策と予算の意見要望の取りまとめ												1		1
農林関係税制改正要望意見の取りまとめ				1										1
農地法3条許可申請		1		2	5	3	2	2		2				17
農地法4条許可申請			1							1				2
農地法5条許可申請			1	2	1	3	1		3	1			1	13
現況証明				2	2	1	3		1	2				11
国等からの土地の現況証明							1							1
農業振興地域整備計画の変更												1		1
基盤強化法18条の決定		4	9	25	9	5	7	5	2	5	14	5	11	101
農政関係の議案								1						1
その他													2	2
合計		5	11	33	17	12	15	8	6	11	14	7	15	154
報告	区分	件数												
事務局規程の改正	会長専決	1												1
農地法3条の届出		1			2		1		1		1	1	1	8
農地所有適格法人報告書等の提出		4	9	5	15	9	4	6	1	2	5	2	2	64
農地法18条6項の解約の通知					1	1	1	1	1	1	1	2		9
賃借料情報											1			1
農地法4条の届出		1	1	1			2		2	1				8
農地法5条の届出		1	6	2	5	5	2	2	1	3	4	1	3	35
現況証明	事務局長専決	33	31	36	42	51	37	29	35	39	60	25	25	443
登記官からの照会	事務局長専決	1			1	2	1	3	3	2	1	1	2	17
国等からの土地の現況照会	事務局長専決				1	1	1							3
利用状況調査の結果										1				1
利用意向調査の結果		1										1		2
農地中間管理機構への情報提供の結果			1										1	2
農地法違反の転用事案報告	会長専決								2					2
農地法第5条の許可申請の取下げ			1						1					2
合計		43	49	44	67	69	49	41	47	49	73	33	34	598
会場		①	②	①	①	①	③	①	①	①	④	①	①	

※会場

①市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室
③市役所本庁舎地下1階 5号会議室

②市役所本庁舎14階 1号会議室
④ORE札幌ビル7階 B会議室

(2) 全体会議

開催年月日	回数	付議件数	議題	開催場所
R5. 12. 1	第14期 第1回	協議事項 1件	・「農地等の利用の最適化の 推進に関する指針」の改正に ついて	市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室

(3) 市内農業事情調査

開催年月日	視察先	参加者
R5. 8. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道農業研究センター (札幌市豊平区羊ヶ丘1番地) ・高橋ファーム (札幌市清田区有明149番地1) ・きよたベリーファーム (札幌市清田区有明187番地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員 7名 ・農地利用最適化推進委員 7名 ・事務局職員 7名

(4) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 北海道

農業委員会名： 札幌市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年6月24日

任期満了年月日 令和5年6月23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	17	17	5

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	627
農業経営体数	388

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	593
女性	273
40代以下	36

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	73
基本構想水準到達者	17
認定新規就農者	7
農業参入法人	16
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	177	2,330			2,510

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,510 ha	837.76 ha	33.4 %
課題	担い手の高齢化による経営規模縮小や離農が続いているほか、相続による農地の細分化により、一体的な農地利用が難しい状況となっている。また、非担い手への集積が増えているため、担い手への集積が目標どおり進まない状況が続いている。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和12年度	集積率	95 %
今年度の新規集積面積	194 ha	農地面積(C)	2,510 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,032 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)/(C)	41.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積	15.82 ha	農地面積(F)	2,510 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	853.58 ha	今年度末の集積率(H)=(G)/(F)	34.0 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	82.7 %		

農業委員会の点検結果	関係機関と連携して集約を進めたが、本市では国が定める「担い手」以外への集積が多く、新規集積面積、全体の集積面積いずれも目標を下回った。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	70.55 ha	0 ha	70.55 ha
本市の遊休農地は、面積や日照、水はけなどの条件がほかの農地に比べて悪いところが多いほか、黄区分であることから、解消が困難な状況が続いている。 緑区分の遊休農地がないため、新たな遊休農地を発生させないことを目標とする。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	- ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	79.68	ha
--------------------------	-------	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	必要な調整を行った上で、解消のための工程表を作成する。
-------------------------	-----------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	-	ha
---------------------------	---	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	-	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	-	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	黄区分の遊休農地の解消の方向性について検討し、解消に向けた取組の内容や時期を盛り込んだ工程表を策定した。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	-	ha
---------------------------	---	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年7月～令和5年10月		令和5年10月～令和5年11月	
1号遊休農地の面積	67.3	ha	うち緑区分の遊休農地	0.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	67.3 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年12月～令和6年1月		令和6年2月～令和6年3月	

農業委員会の点検結果	遊休農地について、非農地判断のほか、営農再開によって前年度より約3.2ha減少したことから、一定の解消実績があった。 また、新たな遊休農地を発生させないという目標を達成することができた。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
		4 経営体 4.90 ha	12 経営体 13.10 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> 農地の売買価格が高く、新規就農者が農地を取得することが難しい。 農業用水や排水が整備されていない農地が多く、就農希望者の営農条件に合わない。 都市型農業の利点を活かした新たな就農モデルの確立が必要となっている。 		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	87.24 ha	197.72 ha	197.95 ha	160.97 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	16.10 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	38.64	ha	(暫定)
公表URL	https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/katudoujouhou.html (その他の公表方法)		
目標に対する達成状況(B)/(A)	240.00	%	
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	9	経営体
	取得農地面積	13.11	ha

農業委員会の点検結果	相続や貸借終了等のタイミングで所有者の意向を確認したほか、農地を自ら耕作できないという所有者からの相談が多く寄せられ、目標を達成した。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	-	人
			農地利用最適化推進委員の人数	17	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
9月	①	・担い手への貸付等に向けた出し手・受け手の意向調査、情報収集
10月	②	・推進委員と事務局の対面による農地(遊休農地を含む)の現況の再確認・今後の方向性などの検討・情報共有
3月	③	・新規就農フェアへの参加 ・新規参入者への貸付等に向けた出し手の意向確認、情報収集

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
12月～1月	①	農業経営及び農地利用に関する意向調査を実施し、60パーセント以上の回答を得た(面積ベース)。
10月	②	推進委員一人ひとりと事務局職員の対面による打ち合わせを行った。遊休農地を含む農地の現況を再確認するとともに、今後の方向性を検討し、情報を共有することができた。
3月	③	新規就農フェアへ参加し、就農希望者への説明を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年3月(予定)	相談会名	北海道新規就農フェア
参加者数	2名	開催場所	札幌市内
相談会の内容	新規就農や農業体験の受入及び各種支援情報の提供など、市町村・地域担い手育成センターによる個別相談の実施		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年3月	相談会名	北海道新規就農フェア
参加者数	2名	開催場所	ホテルポールスター札幌
相談会の内容	新規就農や農業体験の受入、各種支援等に関する情報提供や、市町村・地域担い手育成センターによる個別相談を実施するフェアに参加。市内での就農希望者等15名に対し、新規就農者への支援制度や農業の状況等を説明した。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	-
目標に対し期待を上回る結果が得られた	-
目標に対して期待どおりの結果が得られた	9人(うち現役委員8人)
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	13人(うち現役委員7人)

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 札幌市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	2	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		17 件	うち許可	17 件			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	27 日	
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		11 件	うち許可相当	11 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	60 日	処理期間(平均)	49.27 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
		2,510 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	違反転用の早期発見・未然防止のために、7月から10月の20日間に農地パトロールを実施した。	
実 績	違反転用解消面積 0.7 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入

(5) 令和6年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 札幌市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年6月24日

任期満了年月日 令和8年6月23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	15	15	5

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	627
農業経営体数	388

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	593
女性	273
40代以下	36

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	78
基本構想水準到達者	17
認定新規就農者	8
農業参入法人	18
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	177	2,310			2,490

※1 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

※2 四捨五入により各項目と合計値が一致しない場合がある

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,490 ha	853.58 ha	34.3 %
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化、規模縮小の傾向が続いており、管理・耕作できない農地が増えている ・農地の分散・細分化により一体的な利用が難しく、大規模な集積につながらない 		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和15年度	集積率	95 %
今年度の新規集積面積	152 ha	農地面積(C)	2,490 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,006 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	40.4 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	67.31 ha	0 ha	67.31 ha
課題	<p>本市の遊休農地は、面積や日照、水はけなどの条件がほかの農地に比べて悪いところが多いほか、黄区分であることから、解消が困難な状況が続いている。 緑区分の遊休農地がないため、新たな遊休農地を発生させないことを目標とする。</p>		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	- ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	79.68 ha
--------------------------	----------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	必要な調整を行った上で、解消のための工程表を作成する。
-------------------------	-----------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	- ha
---------------------------	------

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者
	12 経営体	6 経営体	9 経営体
	13.10 ha	12.80 ha	13.11 ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の売買価格が高く、新規就農者が農地を取得することが難しい。 ・農業用水や排水が整備されていない農地が多く、就農希望者の営農条件に合わない。 ・都市型農業の利点を活かした新たな就農モデルの確立が必要となっている。 		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	126.51 ha	142.49 ha	127.59 ha	132.20 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			13.22 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	— 人
		農地利用最適化推進委員の人数	15 人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
9月	①	・地域計画策定に向けた協議の場等への参加 ・出し手・受け手の意向把握、情報収集
10月	②	・推進委員と事務局の対面による農地(遊休農地を含む)の現況の再確認・今後の方向性などの検討・情報共有
3月	③	・新規就農フェアへの参加 ・新規参入者への貸付等に向けた出し手の意向確認、情報収集

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回		
開催時期	令和7年3月(予定)	相談会名	北海道新規就農フェア
参加者数	2名	開催場所	札幌市内
相談会の内容	新規就農や農業体験の受入及び各種支援情報の提供など、市町村・地域担い手育成センターによる個別相談の実施		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

4 農地関係処理状況

(1) 農地法第3条の規定による権利移動

① 件数及び面積調

(令和5年4月～令和6年3月)

区	種別	許 可		届 出		計	
		件数	面 積(m ²)	件数	面 積(m ²)	件数	面 積(m ²)
中 央		—	—	—	—	—	—
北		7	83,337	3	24,837	10	108,174
東		3	28,989	4	266,498	7	295,487
白 石		—	—	—	—	—	—
厚 別		—	—	—	—	—	—
豊 平		—	—	1	3,962	1	3,962
清 田		4	16,735	—	—	4	16,735
南		1	4,438	3	55,822	4	60,260
西		1	1,337	—	—	1	1,337
手 稻		1	1,000	—	—	1	1,000
合 計		17	135,836	11	351,119	28	486,955

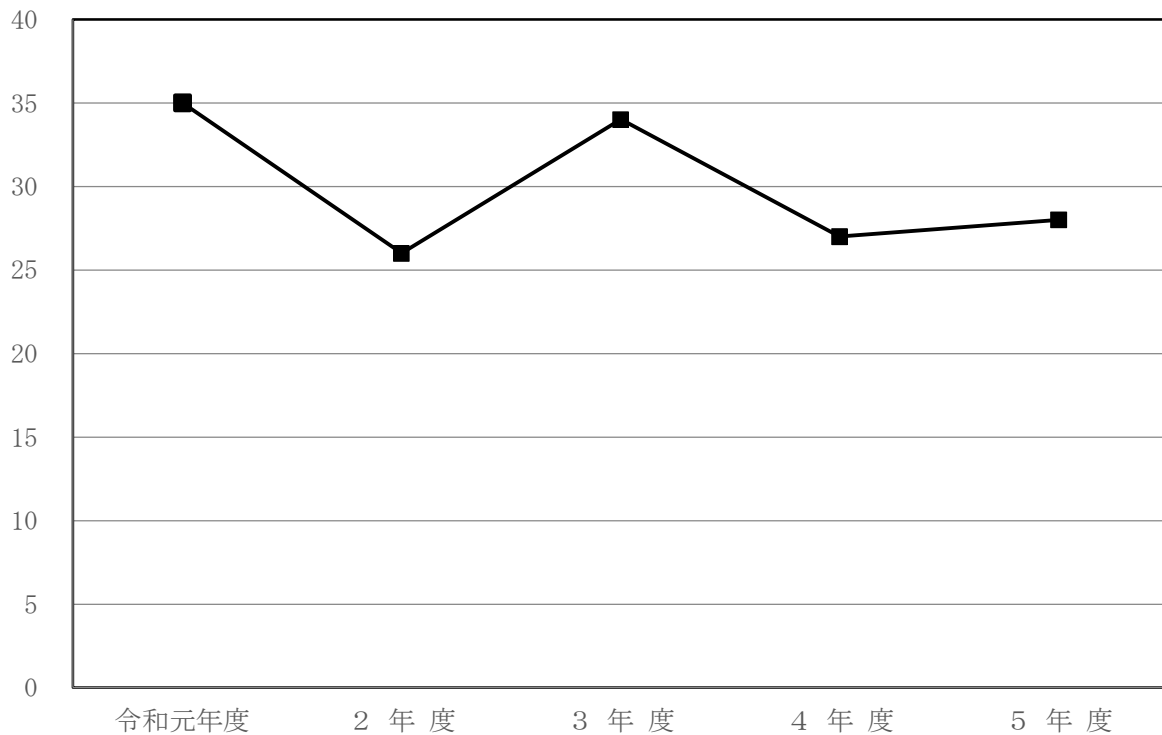
② 事由別調

(令和5年4月～令和6年3月)

区	種別	経営拡大		贈 与		相 続		計	
		件数	面 積(m ²)	件数	面 積(m ²)	件数	面 積(m ²)	件数	面 積(m ²)
中 央		—	—	—	—	—	—	—	—
北		7	83,337	—	—	3	24,837	10	108,174
東		2	27,998	1	991	4	266,498	7	295,487
白 石		—	—	—	—	—	—	—	—
厚 別		—	—	—	—	—	—	—	—
豊 平		—	—	—	—	1	3,962	1	3,962
清 田		4	16,735	—	—	—	—	4	16,735
南		1	4,438	—	—	3	55,822	4	60,260
西		1	1,337	—	—	—	—	1	1,337
手 稻		1	1,000	—	—	—	—	1	1,000
合 計		16	134,845	1	991	11	351,119	28	486,955

③ 年度別処理件数の推移

区 \ 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央	—	—	—	—	—
北	9	12	8	9	10
東	14	4	7	3	7
白石	3	2	1	—	—
厚別	—	—	1	—	—
豊平	—	—	1	—	1
清田	1	2	4	4	4
南	6	—	5	9	4
西	—	4	4	1	1
手稲	2	2	3	1	1
合計	35	26	34	27	28



(2) 農地法第4条・第5条の規定による転用

① 届出・許可別件数及び面積調

(令和5年4月～令和6年3月)

区	4 条				5 条				計			
	届 出		許 可		届 出		許 可		届 出		許 可	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
中 央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北	1	6,687	—	—	6	10,976	5	28,795	7	17,663	5	28,795
東	1	893	2	3,096	5	12,514	3	29,137	6	13,407	5	32,233
白 石	1	1,471	—	—	3	5,113	1	7,592	4	6,584	1	7,592
厚 別	—	—	—	—	1	2,023	—	—	1	2,023	—	—
豊 平	1	312	—	—	1	303	—	—	2	615	—	—
清 田	1	1,191	—	—	2	10,870	—	—	3	12,061	—	—
南	—	—	—	—	4	22,811	1	661	4	22,811	1	661
西	1	100	—	—	7	26,152	—	—	8	26,251	—	—
手 稲	—	—	—	—	—	—	2	2,410	—	—	2	2,410
合 計	6	10,653	2	3,096	29	90,762	12	68,595	35	101,416	14	71,691

※面積は、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

② 届出種別件数及び面積調

(令和5年4月～令和6年3月)

区・条	種別	宅 地 造 成		住 宅		事 務 所 ・ 店 舗		倉 庫		駐 車 場 ・ 資 材 置 場		そ の 他		計	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
中 央	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北	4条	—	—	1	6,687	—	—	—	—	—	—	—	—	1	6,687
	5条	1	4,379	3	3,101	1	3,227	—	—	1	269	—	—	6	10,976
東	4条	—	—	1	893	—	—	—	—	—	—	—	—	1	893
	5条	1	680	2	503	1	1,878	—	—	1	9,453	—	—	5	12,514
白 石	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,471	1	1,471
	5条	—	—	1	967	—	—	—	—	1	2,086	1	2,060	3	5,113
厚 別	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5条	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2,023	—	—	1	2,023
豊 平	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	1	312	—	—	1	312
	5条	—	—	1	303	—	—	—	—	—	—	—	—	1	303
清 田	4条	—	—	1	1,191	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,191
	5条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	10,870	2	10,870
南	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5条	1	21,000	2	782	—	—	—	—	1	1,029	—	—	4	22,811
西	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	1	100	—	—	1	100
	5条	2	5,263	3	7,541	1	12,051	—	—	—	—	1	1,297	7	26,152
手 稲	4条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	4条	—	—	3	8,771	—	—	—	—	2	412	1	1,471	6	10,653
	5条	5	31,322	12	13,197	3	17,157	—	—	5	14,860	4	14,227	29	90,762
合 計		5	31,322	15	21,968	3	17,157	—	—	7	15,272	5	15,698	35	101,416

※面積は、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

③ 許可種別件数及び面積調

● 4条許可

(令和5年4月～令和6年3月)

区	種別	件数	面積 (㎡)
東	農業用施設	2	3,096

● 5条許可

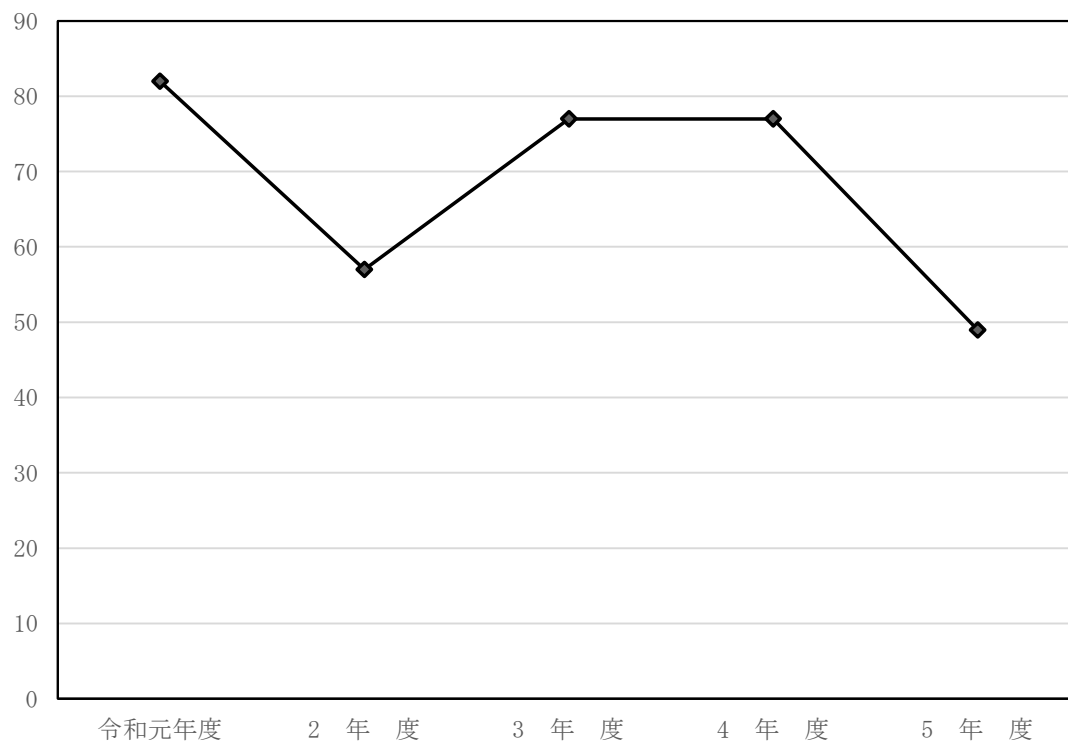
(令和5年4月～令和6年3月)

区	種別	件数	面積 (㎡)
北 区	駐車場・資材置場	1	3,559
北 区	農業用倉庫	1	957
北 区	資材置場	1	2,021
北 区	流通業務施設	1	7,621
北 区	蓄電所	1	14,637
東 区	駐車場・資材置場	3	29,137
白 石 区	駐車場・資材置場	1	7,592
南 区	駐車場・資材置場	1	661
手 稲 区	農家住宅	1	500
手 稲 区	農業用施設	1	1,909
合 計		12	68,595

※面積は、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

④ 年度別処理件数調

年度 区	令和元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
中 央	—	—	—	—	—
北	23	9	26	19	12
東	15	17	17	16	11
白 石	11	6	14	11	5
厚 別	3	2	1	3	1
豊 平	2	1	1	1	2
清 田	1	—	3	2	3
南	5	8	6	13	5
西	16	12	7	8	8
手 稲	6	2	2	4	2
合 計	82	57	77	77	49



(3) 現況証明等

① 処理件数及び面積調

(令和5年4月～令和6年3月)

区・区域		現況証明		登記官等からの照会		合計	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
中央	市街化区域	7	2,597	—	—	7	2,597
	調整区域	—	—	—	—	—	—
北	市街化区域	55	48,762	3	515	58	49,277
	調整区域	31	27,718	2	9,787	33	37,505
東	市街化区域	67	34,091	4	1,150	71	35,241
	調整区域	32	57,488	2	603	34	58,091
白石	市街化区域	55	23,297	2	466	57	23,763
	調整区域	8	5,998	—	—	8	5,998
厚別	市街化区域	11	3,868	3	4,827	14	8,695
	調整区域	3	2,299	—	—	3	2,299
豊平	市街化区域	20	11,014	—	—	20	11,014
	調整区域	—	—	—	—	—	—
清田	市街化区域	8	26,596	2	13,016	10	39,613
	調整区域	1	7,494	—	—	1	7,494
南	市街化区域	29	11,231	2	389	31	11,620
	調整区域	13	40,246	—	—	13	40,246
西	市街化区域	53	19,625	—	—	53	19,625
	調整区域	3	23	—	—	3	23
手稲	市街化区域	12	15,749	2	1,210	14	16,959
	調整区域	5	22,935	1	—	6	22,935
小計	市街化区域	317	196,830	18	21,573	335	218,403
	調整区域	96	164,201	5	10,390	101	174,591
合計		413	361,031	23	31,963	436	392,994

※ 面積は、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

② 項目別面積調

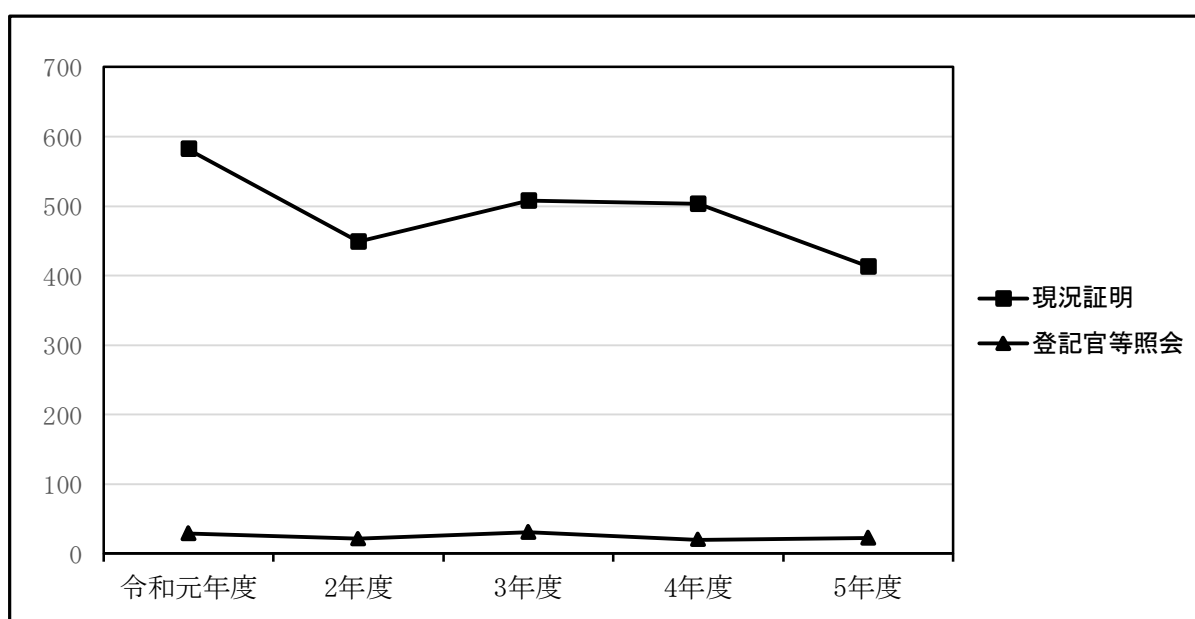
(令和5年4月～令和6年3月)

区・区分		項目	農地 (㎡)	非農地 (㎡)	農地及び 非農地 (㎡)	合計 (㎡)
中央	現況証明	—	—	2,597	—	2,597
	登記官等照会	—	—	—	—	—
北	現況証明	110	—	76,370	—	76,480
	登記官等照会	—	—	10,302	—	10,302
東	現況証明	—	—	91,579	—	91,579
	登記官等照会	—	—	1,753	—	1,753
白石	現況証明	—	—	29,295	—	29,295
	登記官等照会	—	—	466	—	466
厚別	現況証明	—	—	6,167	—	6,167
	登記官等照会	—	—	4,827	—	4,827
豊平	現況証明	—	—	11,014	—	11,014
	登記官等照会	—	—	—	—	—
清田	現況証明	—	—	34,090	—	34,090
	登記官等照会	—	—	13,016	—	13,016
南	現況証明	27,364	—	24,113	—	51,477
	登記官等照会	—	—	389	—	389
西	現況証明	—	—	19,648	—	19,648
	登記官等照会	—	—	—	—	—
手稲	現況証明	—	—	38,684	—	38,684
	登記官等照会	—	—	1,210	—	1,210
合計	現況証明	27,474	—	333,557	—	361,031
	登記官等照会	—	—	31,963	—	31,963

※ 項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

③ 年度別処理件数調

区・区分		年度				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央	現況証明	8	9	8	9	7
	登記官等照会	2	—	1	—	—
北	現況証明	131	102	124	100	86
	登記官等照会	7	12	13	5	5
東	現況証明	146	90	104	114	99
	登記官等照会	6	2	5	6	6
白石	現況証明	60	57	62	64	63
	登記官等照会	2	2	3	4	2
厚別	現況証明	14	13	15	17	14
	登記官等照会	—	—	—	—	3
豊平	現況証明	32	26	22	27	20
	登記官等照会	3	1	2	—	—
清田	現況証明	22	20	17	18	9
	登記官等照会	2	1	2	1	2
南	現況証明	72	55	54	72	42
	登記官等照会	2	2	2	1	2
西	現況証明	75	52	81	65	56
	登記官等照会	4	1	2	2	—
手稲	現況証明	22	25	21	17	17
	登記官等照会	1	—	1	1	3
合計	現況証明	582	449	508	503	413
	登記官等照会	29	21	31	20	23



(4) 農業経営基盤強化促進事業関係

① 農用地利用集積計画

(令和5年4月～令和6年3月実績)

項目 区	所有権移転		賃借権設定		使用貸借権設定		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
中 央	—	—	1	5,519	—	—	1	5,519
北	1	33,321	33	793,873	1	10,752	35	837,946
東	—	—	33	327,230	10	106,510	43	433,740
白 石	—	—	1	11,342	—	—	1	11,342
厚 別	—	—	—	—	—	—	—	—
豊 平	—	—	—	—	—	—	—	—
清 田	—	—	—	—	1	4,515	1	4,515
南	—	—	13	70,630	3	13,337	16	83,967
西	—	—	—	—	—	—	—	—
手 稲	—	—	2	49,596	1	10,227	3	59,823
合 計	1	33,321	83	1,258,190	16	145,341	100	1,436,852

② 令和6年3月末日で継続中の農用地利用集積計画

項目 区	賃借権設定		使用貸借権設定		合 計		所有権移転	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
中 央	3	5,519	—	—	3	5,519	—	—
北	399	2,127,255	49	227,832	448	2,355,087	77	1,273,498
東	259	1,772,455	40	235,233	299	2,007,688	40	342,648
白 石	1	11,342	5	29,526	6	40,868	—	—
厚 別	0	—	—	—	—	—	—	—
豊 平	0	—	—	—	—	—	—	—
清 田	16	50,952	4	4,515	20	55,467	16	93,534
南	80	257,033	3	10,604	83	267,637	9	65,119
西	8	20,495	—	—	8	20,495	1	23,302
手 稲	38	168,977	10	49,103	48	218,080	6	68,426
合 計	804	4,414,028	111	556,813	915	4,970,841	149	1,866,527

※ 所有権移転は昭和59年度からの累計

(5) 国有農地関係

① 貸付件数及び面積

(令和6年3月末現在)

区	種別	農 耕 貸 付		転 用 貸 付		合 計	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
中 央		—	—	—	—	—	—
北		—	—	—	—	—	—
東		2	3,470	—	—	2	3,470
白 石		—	—	—	—	—	—
厚 別		—	—	—	—	—	—
豊 平		—	—	—	—	—	—
清 田		—	—	—	—	—	—
南		—	—	—	—	—	—
西		—	—	—	—	—	—
手 稲		—	—	—	—	—	—
合 計		2	3,470	—	—	2	3,470

(6) 諸証明処理件数

(令和5年4月～令和6年3月)

区	種別	耕 作 明 証	買 受 適 格 証 明	経 営 明 証	租 税 特 別 措 置 法 関 係 明 証	合 計
北	3	—	6	2	11	
東	—	—	4	1	5	
白 石	—	—	—	—	—	
厚 別	—	—	—	—	—	
豊 平	—	—	1	1	2	
清 田	—	—	—	—	—	
南	—	—	3	1	4	
西	—	—	1	—	1	
手 稲	—	—	1	1	2	
市 外	1	—	4	—	5	
合 計	5	—	21	6	32	

※ 区の区分は、証明申請人の住所地による。

※ 耕作証明・買受適格証明は手数料を徴しない。

(7) 農業者年金事業関係

① 加入者の状況

(令和6年7月末現在)

種別 区	被 保 険 者	
		政策支援加入者
中 央	—	—
北	3	—
東	—	—
白 石	—	—
厚 別	—	—
豊 平	1	1
清 田	1	—
南	—	—
西	1	—
手 稲	1	—
合 計	7	1

② 受給権者の状況

(旧年金)

(令和6年7月末現在)

年金 種別	老齢年金 のみ	経営移譲 年金のみ	老齢年金と 経営移譲 年金の併給	特例老齢 年金	合 計
受給権 者数	262	169	76	8	515

(新年金)

年金 種別	老齢年金 のみ	老齢年金と 特例付加 年金の併給	合 計
受給権 者数	93	14	107

5 賃借料・下限面積

(1) 賃借料

令和5年1月から同年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準

農地 区分	平均額(円/10a/年)		データ数	適用地域
	最高額(円/10a/年)			
	最低額(円/10a/年)			
田	実績なし (10,800)		0 [7]	市内全域
	実績なし			
	実績なし			
畑 (牧草・飼料畑を除く)	東部	8,900	45 [175]	北区/篠路町太平・篠路町上篠路・篠路町篠路 東区/栄町・丘珠町・東苗穂町・東雁来町 白石区/東米里 豊平区/市街化調整区域の全域 清田区/市街化調整区域の全域
		(8,700)		
		15,000		
	西部	12,000	41 [104]	
		(12,400)		
		16,829		
	平野部	7,263	14 [97]	
		9,100		
		(5,600)		
牧草・ 飼料畑	10,700	91 [209]	市内全域	
	6,428			
	2,700			
(3,000)				
3,983				
1,500				

- 「平均額」は100円未満切り捨て
- ()内の金額は3年間(令和3年～5年)の平均値
- []内のデータ数は3年間(令和3年～5年)の合算値

<解説>農業委員会が地域ごとの賃借料の動向を収集・提供するもので、農地の貸し借りに当たって賃借料の目安となる。市街化区域内の農地については、近傍類似の適用地域に準じる。

(2) 下限面積

(令和3年9月3日公示・令和5年4月1日廃止)

区域	下限面積
北区・東区・手稲区	40a
上記以外の区	30a

農地法第3条第2項第5号に規定された下限面積要件（農地の権利（所有権、賃貸借権等）の取得にあたり、取得後の農地の合計面積が下限面積に達しない場合は、原則として不許可）について、農業経営基盤強化促進法等の法律の一部を改正する法律の施行により令和5年4月1日付で廃止されたため、札幌市農業委員会で定めていた下限面積（別段面積）についても同日付で廃止した。

6 条例・規程等

(1) 札幌市農業委員会の委員等の定数に関する条例

〔平成28年3月1日
条例第2号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、札幌市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、11人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、15人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる札幌市農業委員会の委員（選挙による委員に限る。）の全員が退任する日の翌日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(読替規定)

2 この条例の施行の日が前項に規定する委員の全員が退任する日の翌日となる場合には、同日の前日までの間は、札幌市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例中「農業委員会等に関する法律」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律」と読み替えるものとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円

」

を
「

農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円
農地利用最適化推進委員		報酬月額	42,000円

」

に改める。

(札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

4 札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1 4の項中「定める者」を「定める者 農地利用最適化推進委員」に改める。

附 則（令和4年条例第1号）

この条例は、令和5年6月24日から施行する。

(2) 札幌市農業委員会事務処理手数料条例

〔昭和 26 年 7 月 23 日〕
〔 条 例 第 3 2 号 〕

題名改正（昭和 46 年条例第 46 号、昭和 59 年条例第 36 号）

第 1 条 本市は、当事者の申出により札幌市農業委員会が特別な事務を処理した場合には、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

第 2 条 前条の手数料の額は別表のとおりとし、その徴収方法については札幌市証明等手数料条例の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、農業委員会成立の日から施行する。

2、3 省略

附 則（昭和 41 年条例第 22 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年条例第 46 号）

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 9 号）

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市各区農業委員会事務処理手数料条例別表の規定は、施行日以後の証明等の請求に係るものから適用する。

附 則（昭和 55 年条例第 7 号）

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市各区農業委員会事務処理手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の証明等の請求に係る手数料から適用する。

附 則（昭和 59 年条例第 36 号）

1 この条例は、昭和 59 年 5 月 14 日から施行する。

2～5 省略

（札幌市各区農業委員会事務処理手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の日から別に市長が定める日までの間は、前項の規定による改正後の札幌市農業委員会事務処理手数料条例第 1 条の規定にかかわらず、同条の規定により札幌市農業委員会が処理することとなる事務は、市長が処理することとし、同条の規定により手数料を徴収するものとする。

（市長が定める日＝昭 59 規則 45 で昭和 59 年 6 月 29 日）

附 則（平成 4 年条例第 14 号）

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市農業委員会事務処理手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に請求された証明に係る手数料について適用し、同日前に請求された証明等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第4号）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市農業委員会事務処理手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に請求された証明に係る手数料について適用し、同日前に請求された証明に係る手数料については、なお従前の例による。

別表

種 別	単 位	金 額	摘 要
現況証明書交付手数料	1筆につき	2,100 円	再交付の場合は800円
経営証明書交付手数料	1件につき	2,100 円	
その他の証明書交付手数料	1件につき	1,400 円	

(3) 札幌市農業委員会規程

〔昭和59年6月29日〕
〔農業委員会告示第1号〕

最終改正 平成28年3月農業委員会告示第14号

目 次

第1章	総 則 (第1条)
第2章	組 織 (第2条・第3条)
第3章	会 議 (第4条―第22条)
第4章	専 決 (第23条―第25条)
第5章	公 印 (第26条・第27条)
第6章	身分証明書 (第28条)
附 則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めるもののほか、札幌市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

(会長の互選)

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）の互選は、委員会の委員（以下「委員」という。）の単記無記名投票により行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、最多得票数を得た者が2人以上あるときは、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、出席委員全員に異議のないときは、前項の互選は、指名推せんの方法によることができる。

3 会長が委員を辞任したとき、又は会長の職を辞したときその他会長が欠けたときは、速やかに会長の互選を行わなければならない。

(副会長)

第3条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第5条第5項の規定により会長の職務を代理するため、委員会に副会長を置く。

2 副会長の互選については、前条の規定を準用する。この場合において、「委員会の会長（以下「会長」という。）」とあるのは「委員会の副会長（以下「副会長」という。）」と、「会長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(通知)

第4条 会長は、法第27条第1項に規定する総会（以下「総会」という。）を招集しようとするときは、総会の日時、場所、付議しようとする事件その他必要な事項を定め、これをあらかじめ委員に通知するとともに、市役所の掲示場に告示しなければならない。

2 前項の通知及び告示は、総会の日前3日までに行わなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席又は遅刻の届出)

第5条 委員は、事故のため総会に出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、

その理由を付して総会の開会時刻までに会長に届け出なければならない。

(議長)

第6条 会長は、総会の議長となり議事を整理する。

(委員の議席)

第7条 委員の議席は、委員の任期満了に伴う後任の委員の任命の後に初めて行われる総会においてくじで定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、総会に諮つて議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名票をつけるものとする。

(総会の開会等の宣告)

第8条 総会の開会、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

(議題の宣告)

第9条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いずに総会に諮つて決める。

(議案の説明)

第11条 総会において事件が議題となつたときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。ただし、必要があるときは、事務局職員又はその他の者に事件の趣旨を説明させることができる。

(発言)

第12条 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。総会の同意を得て、又はその要求により出席した者が発言しようとするときも、また同様とする。

(動議)

第13条 動議は、出席委員の5分の1以上の同意がなければ、これを議題とし、審議することができない。

(先決動議の採決順序)

第14条 他の事件に先立つて採決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、討論を用いずに、総会に諮つて決める。

(事件又は動議の撤回又は訂正)

第15条 総会の議題となつた事件又は動議を撤回し、又は訂正しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者又は発議者から請求しなければならない。

(表決の宣告)

第16条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めたとき、又は5人以上の委員から要求があつたときは、記名又は無記名の投票による。

2 前項ただし書の投票について、同時に記名投票と無記名投票の要求があつたときは、いずれの方法によるかは議長が決める。

(簡易表決)

第18条 議長は、議案となつた事件について異議の有無を総会に諮り、異議がないと認

めたときは、前条の規定にかかわらず、可決の旨を宣告することができる。

(議事録)

第19条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の番号及び氏名
- (3) 総会に付した議案の題目
- (4) 動議及びその提出者の氏名
- (5) 議決事件及び賛否の数
- (6) 議事の要領
- (7) 表決の要領
- (8) 総会に出席した関係者の氏名
- (9) その他議長において必要と認めた事項

2 議事録には、議長及び議長が定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。

(傍聴の手続)

第19条の2 総会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 総会を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が自己の氏名及び住所並びにその団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第20条 次に掲げる者は、総会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他議長が議場の秩序を乱すおそれがあると認めた者

2 議長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第21条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 棒、旗、プラカードの類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあつては静粛にし、議場における発言に対し可否を評し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音を行わないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得て、総会の開会前に行う場合は、この限りでない。

2 議長は、前項に掲げる事項を遵守せず会議の進行を妨げるおそれのある傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議運営の疑義)

第22条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し疑義がある場合は、その都度議長が決める。ただし、委員から異議があるときは、総会に諮つてこれを定めるものとする。

第4章 専決

(会長の専決)

第23条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 事務局職員の勤務発令に関すること。
- (2) 事務局長の休暇及び職務に専念する義務の免除の承認その他服務に関する事項

- (3) 事務局長の出張の命令
 - (4) 次長及びこれに準ずる者の宿泊を伴う出張の命令
 - (5) 現況証明願のうち、別に委員会で定めた基準に該当するものの証明
 - (6) 競売又は公売に参加するための買受適格証明書又は意見書のうち、急を要するものの交付
 - (7) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目の変更登記に係る登記官からの照会のうち、別に委員会で定めた基準に該当するものに対する回答
 - (8) 国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会のうち、別に委員会で定めた基準に該当するものに対する回答
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が指定した事項
- 2 会長は、前項の規定により専決した事務のうち、第1号及び第5号から第8号までの事務については、総会に報告をしなければならない。

(総会への付議)

第24条 会長は、前条の規定により専決できる事務であつても特に重要と認めるものについては、総会に付さなければならない。

(会長の専決の特例)

第25条 会長は、市長部局との均衡を図るため、次に掲げる事務に関し、札幌市農業委員会事務局規程（昭和59年農業委員会告示第2号）を改正する必要がある場合には、専決により同規程を改正することができる。

- (1) 事務局職員の事務の代決に関する事。
 - (2) 事務局職員の専決に関する事。
 - (3) 文書件名簿その他の帳簿、文書記号、文書の收受、発送及び保存等文書の取扱いに関する事。
 - (4) 起案文書の決裁区分等に関する事。
 - (5) 前各号に掲げる事務に準ずる事務局の事務に関する事。
- 2 前項の規定により専決をしたときは、会長は、これを次の総会に報告しなければならない。

第5章 公印

(公印の種類)

第26条 委員会における公印の名称、ひな型、寸法、書体及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第27条 公印管理責任者は、事務局長をもつて充てる。

- 2 その他公印の管理については、札幌市公印取扱規程（昭和31年訓令第2号）の例による。

第6章 身分証明書

(身分を示す証票)

第28条 委員、農地利用最適化推進委員及び事務局の職員がその所掌事務を行うため、農地等の立入調査をするときに携行する身分を示す証書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和59年6月30日から施行する。

附 則(平成4年農業委員会告示第18号)～附 則(平成25年農業委員会告示第13号)

省略

附 則(平成28年農業委員会告示第14号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市農業委員会規程第28条の改正規定は、札幌市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部を改正する条例(平成28年条例第2号)の施行の日から施行する。

別表

公印の名称	ひ な 型	書 体	寸 法	個 数
札幌市農業委員会の印	札幌市 農業委員 会之印	てん書	方 20 mm	1
札幌市農業委員会長の印	札幌市 農業委員 会長の印	てん書	方 20 mm	1
札幌市農業委員会 長職務代理者の印	札幌市農業 委員会 長職務代理者之印	てん書	方 20 mm	1

別記様式
身分を示す証票

No. _____
身 分 証 明 書
氏 名 _____
年 月 日生
上記の者は、札幌市農業委員会の _____ であることを証明する。 年 月 日
札幌市農業委員会 会長 印

<p>1 この証明書は、常に携行し、必要ある場合には、提示しなければならない。</p> <p>2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 身分を失ったときは、速やかに返還しなければならない。</p> <p>4 証明書を亡失し、若しくは損傷したとき、又は表記事項に変更があったときは、再交付を受けなければならない。</p>
--

(4) 札幌市農業委員会事務局規程

〔 昭和 59 年 6 月 29 日 〕
〔 農業委員会告示第 2 号 〕

最終改正 令和 6 年 3 月 農業委員会告示第 4 号

目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条)
第 2 章	組 織 (第 2 条—第 6 条)
第 3 章	処 務 (第 7 条—第 15 条)
第 4 章	公 印 (第 16 条・第 17 条)
第 5 章	補 則 (第 18 条)
附 則	

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、札幌市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

(事務局の設置)

第 2 条 委員会の権限に属する事務を処理するため、札幌市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織及び事務分掌)

第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。

振興係

農地係

2 事務局の事務分掌は、別表 1 のとおりとする。

(事務局長等)

第 4 条 事務局に長及び次長を、係に長を置く。

2 事務局に主幹、担当係長、副主幹又は主査を、事務局又は係に主任その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職名は、次のとおりとする。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

(3) 技能職員

(充てる職員)

第 4 条の 2 事務局長は、経済観光局農政部長をもって充てる。

2 次長は、経済観光局農政部農政課農業委員会担当課長をもって充てる。

- 3 主幹は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する主幹をもって充てる。
- 4 振興係長は、経済観光局農政部農政課振興担当係長をもって充てる。
- 5 農地係長は、経済観光局農政部農政課農地担当係長をもって充てる。
- 6 担当係長は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する担当係長（前2項に掲げる者を除く。）をもって充てる。
- 7 副主幹は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する副主幹をもって充てる。
- 8 主査は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する主査をもって充てる。
- 9 主任は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する主任をもって充てる。
- 10 前条第2項に定めるその他必要な職員は、経済観光局農政部農政課の農業委員会に関する事務を担当する職員（前各項に掲げる者を除く。）をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、委員会の会長（以下「会長」という。）の命を受け事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

2 次長及び係長は、上司の命を受け、その所管する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹及び担当係長は、上司の命を受け、その分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

4 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

5 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、第4条第2項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

6 主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は事務局長が定める。

(代決)

第6条 事務局長に事故があるときは、次長（主幹が分担する事務にあつては、当該主幹）がその事務を代決する。

2 次長又は主幹に事故があるときは、主務の係長又は担当係長がこれを代決し、主務の係長又は担当係長にも事故があるときは、あらかじめ次長又は主幹の定める順序によって、他の係長若しくは担当係長又は副主幹若しくは主査がこれを代決する。

3 前条第4項ただし書の規定によるもののほか、係長又は担当係長に事故があるときは、上席の係員が順次これを代理する。

第3章 処務

(専決)

第7条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 係長及びこれに準ずる者以下の職員の宿泊を伴う出張の命令
- (2) 次長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わない出張の命令
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号、第3条の3、第4条第1項第7号、第5条第1項第6号並びに第18条第1項第4号及び第5号の規定による届出の処理に関すること。
- (4) 諸証明の発行（現況証明については、別に委員会で定めた基準に該当するものに限る。）
- (5) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目の変更登記に係る登記官からの照会のうち、別に委員会で定めた基準に該当するものに対する回答
- (6) 国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会のうち、別に委員会で定めた基準に該当するものに対する回答
- (7) 不動産の登記嘱託

2 次長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 係長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わない出張の命令
- (2) 所属職員（係長及びこれに準ずる者以上の職員を除く。）の宿泊を伴わない出張（市内の地域への出張を除く。）の命令
- (3) 時間外勤務及び休日勤務の命令
- (4) 農業者年金事務の処理に関すること。

3 係長及び担当係長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 所属職員の宿泊を伴わない市内の地域への出張の命令
- (2) 閲覧の許可
- (3) 定例の調査統計類の作成及び報告
- (4) 軽易な照会、回答及び資料収集
- (5) 会議室、共用車、市外電話等の使用申込み及びバス券、チケット等の保管交付

4 事務局長は、第1項の規定により専決した事務のうち、同項第3号の事務、同項第4号の事務のうち現況証明の発行に関する事務並びに同項第5号及び第6号の事務については、総会に報告しなければならない。

（文書件名簿）

第8条 事務局に文書件名簿（様式1）を置く。

2 前項のほか次長において必要と認めるときは、文書取扱いに関する帳簿を設けることができる。

（公文書の記号及び番号）

第9条 文書件名簿に登載する公文書には、記号及び番号を付さなければならない。

2 公文書の記号は、「札農委」を用いるものとする。

3 公文書の番号は、4月1日から翌年3月31日まで一連番号によるものとする。この場合、同一事件に係る公文書については、その事件が完結するまで同一の番号を用いることができる。

（到達した文書の処理）

第10条 到達した文書は、次に掲げるところにより処理する。

- (1) 收受文書（親展文書その他開封することが不適當であると認められるものを除く。）は、振興係が開封し、收受文書のうち公文書については、札幌市農業委員会事務局受付日付印（様式2）を押し（文書管理システムを利用して收受した場合を除く。）、文書件名簿に登載するとともに、次長の閲覧に供さなければならない。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、農業者年金関係の諸届書等については、札幌市農業委員会農業者年金基金業務受託機関受付日付印（様式3）を押し、処理簿（様式4）に登載する。
 - (3) 特に重要かつ緊急を要すると認められるものは、上司に報告してその指揮を受けなければならない。
 - (4) 現金、金券その他これに類するものを添付した文書は、文書件名簿にその旨を記載の上、証印を徴しなければならない。
 - (5) 書留文書は、書留文書配布簿に記載して、特に受渡しを明らかにしておかなければならない。
- 2 收受した文書は、次長が速やかに担当者及び処理期限を定め、遅滞なくこれを処理しなければならない。

（申請等の処理）

第11条 法令等に基づく申請、届出及び証明願の処理をするため、主務係に次の帳簿を備え付け、その処理の経過を明らかにしなければならない。

- (1) 申請等処理簿（様式5）
- (2) 証明願処理簿（様式6）

（決裁区分）

第12条 起案文書には、決裁区分欄に次の区分により、会長、事務局長、次長及び係の区別をしなければならない。

- 会長 会長の決裁を受けるもの
- 事務局長 事務局長の決裁を受けるもの
- 次長 次長の決裁を受けるもの
- 係 係長又は担当係長の決裁を受けるもの

（公文書の発送）

第13条 発送する公文書は、委員会名又は会長名をもって行う。ただし、軽易な事項については、事務局長名又は次長名をもって行うことができる。

（簿冊等の保存）

第14条 簿冊等（札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第5条第2項に規定する簿冊等をいう。以下同じ。）の保存期間は、簿冊（同条第5項第1項に規定する簿冊をいう。以下同じ。）にまとめられた公文書の内容（単独で管理する公文書にあっては、その内容）に応じ、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる簿冊等の保存期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法令等に保存期間の定めのある公文書若しくは時効が完成するまでの間証拠として保存する必要がある公文書又はこれらがまとめられた簿冊 当該法令等に定める期間又は当該時効の期間を考慮して次長が定める期間
- (2) 軽易な公文書であって1年以上の保存期間を定める必要がないもの又はこれらがまとめられた簿冊 当該簿冊等に係る事案を遂行する上で保存する必要があると次長が認める期間
- 3 保存期間は、その完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。

(公文書の公開)

第15条 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の規定による農業委員会が管理する公文書の公開に係る事務については、市長が管理する公文書の公開に係る事務の処理の例に準じて処理するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第16条 事務局における個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報、同条第5項に規定する仮名加工情報、同法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等及び同法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、市長における個人情報等の取扱いの例による。

第4章 公印

(公印の名称等)

第17条 事務局における公印の名称、ひな型、寸法、書体及び箇数は、別表3のとおりとする。

(公印の管理)

第18条 公印管理責任者は、事務局長をもって充てる。

- 2 その他公印の管理については、札幌市公印取扱規程（昭和31年訓令第2号）の例による。

第5章 補則

(市の例)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務の処理、文書の取扱い、服務及び物品の取扱いについては、市の関係規程の例による。

附 則

この規程は、昭和59年6月30日から施行する。

附 則（昭和61年農業委員会告示第9号）～附 則（令和5年農業委員会告示第3号）省略

附 則（令和6年農業委員会告示第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

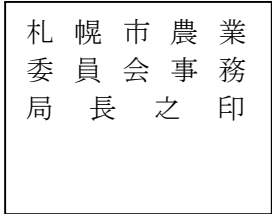
別表1（第3条関係）

事 務 分 掌
(1) 総会に関する事。 (2) 庶務に関する事。 (3) 公用車の管理に関する事。 (4) 農業者年金基金の業務に関する事。 (5) 農地等の利用の最適化の推進に関する事。 (6) 農業経営の合理化に関する事。 (7) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事。 (8) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。 (9) 農地法、土地改良法等に関する事。 (10) 諸証明及び閲覧に関する事。 (11) 国又は地方公共団体からの土地の現況に係る照会に関する事。 (12) 新規就農及び農地所有適格法人に関する事。 (13) 農地台帳に関する事。

別表2

保 存 期 間	該 当 す る 文 書
30 年	(1) 委員会の設置及び組織に関する公文書 (2) 規程の制定改廃に関する公文書 (3) 農地改革史の資料となる公文書 (4) 総会の会議録 (5) 自作農創設に関する公文書 (6) 農地の賃貸借契約に関する公文書 (7) 次に掲げる公文書であつて、10年を超えて業務に使用する必要があるもの ア 告示その他の例規の制定改廃に関する公文書 (第2号に該当するものを除く。) イ 国等からの法令に係る通知等に関する公文書 ウ 訴訟及び審査請求に関する公文書 エ 交換分合に関する公文書 (8) その他10年を超えて業務に使用する必要があると認める公文書
10 年	(1) 告示その他の例規の制定改廃に関する公文書 (30年の欄第7号に該当するものを除く。) (2) 会長の事務の引継ぎに関する公文書 (3) 法規により処分したものにに関する公文書 (4) 申請等処理簿及び証明願処理簿 (5) 利用関係の調整に関する公文書 (6) 訴訟及び審査請求に関する公文書であつて、5年を超えて業務に使用する必要があるもの(30年の欄第7号に該当するものを除く。) (7) その他5年を超えて業務に使用する必要があると認める公文書 (30年の欄に該当するものを除く。)
5 年	(1) 会計経理に関する公文書 (2) その他3年を超えて業務に使用する必要があると認める公文書 (30年の欄及び10年の欄に該当するものを除く。)
3 年	(1) 給与の支払に関する公文書 (2) 常例的事務の執行に必要な公文書 (3) その他1年を超えて業務に使用する必要があると認める公文書 (30年の欄、10年の欄及び5年の欄に該当するものを除く。)
1 年	(1) 文書の収受並びに公文書の受付及び発送に関する公文書 (2) 軽易な諸願届及び照会に関する公文書 (3) その他1年を超えて業務に使用する必要がないと認める公文書

別表3 (第16条関係)

公印の名称	ひ な 型	書 体	寸 法	個 数
札幌市農業委員会 事務局長の印	 札幌市農業 委員会事務 局長之印	て ん 書	方 20 mm	1

※ 様式は省略

(5) 札幌市農業委員会聴聞等に関する規程

平成 7 年 2 月 1 日
農業委員会告示第 2 2 号

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章第 2 節若しくは第 3 節又は札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 3 章第 2 節若しくは第 3 節の規定に基づき、札幌市農業委員会又はその補助機関が行う聴聞又は弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項については、札幌市聴聞等に関する規則（平成 6 年規則第 51 号）に定めるものの例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成 7 年 3 月 31 日までの間は、本則中「法律又は条例」とあるのは「法律」とする。

附 則（平成 7 年農業委員会告示第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。

(6) 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

〔昭和26年7月21日〕
〔条例第28号〕

（趣旨）

第1条 この条例は本市の公務員であつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の特別職に属する者のうち次の各号に掲げる者(以下「特別職の職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長、副市長、地方公営企業管理者及び教育委員会の教育長
- (2) 教育委員会、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各委員並びに監査委員
- (3) その他別表に掲げる者

（特別職の職員の給与）

第2条 前条各1号に掲げる者並びに同条第2号に掲げる人事委員会委員及び監査委員のうち常勤のものには給料を、その他の者には給料又は報酬を支給する。

2 前項の給料及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

別表

農業委員会	会長	報酬月額	96,000 円
	副会長		67,000 円
	委員		47,000 円
農地利用最適化推進委員		報酬月額	42,000 円

7 関係団体一覧表

(1) 札幌市農業協同組合（札幌市内の本支店）

（令和6年9月1日現在）

名 称	所 在 地	代 表 電 話
本店	〒060-0010 札幌市中央区北10条西24丁目1番10号	011-621-1311
中央支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地	011-251-2077
篠路支店	〒002-8023 札幌市北区篠路3条10丁目1番1号	011-771-2111
新琴似支店	〒001-0908 札幌市北区新琴似8条1丁目1番36号	011-726-0111
北札幌支店	〒065-0013 札幌市東区北13条東16丁目2番1号	011-781-4121
白石支店	〒003-0029 札幌市白石区平和通2丁目北4番26号	011-861-0333
厚別支店	〒004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条3丁目1番20号	011-891-2111
平岸支店	〒062-0932 札幌市豊平区平岸2条9丁目2番15号	011-831-1156
清田支店	〒004-0831 札幌市清田区真栄1条1丁目1番17号	011-881-2855
南支店	〒005-0842 札幌市南区石山2条9丁目7番88号	011-591-4111
琴似支店	〒063-0861 札幌市西区八軒1条東1丁目5番11号	011-611-4261
西町支店	〒063-0061 札幌市西区西町北6丁目1番10号	011-661-3485
手稲支店	〒006-0811 札幌市手稲区前田1条10丁目3番20号	011-681-3101

(2) その他の関係機関

(令和6年9月1日現在)

名 称	所 在 地	代表電話
農林水産省 北海道農政事務所	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-330-8800
北海道 農政部	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
石狩振興局 産業振興部	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-231-4111
石狩農業改良 普及センター 石狩北部支所	〒061-0204 当別町若葉17番地	0133-23-2146
一般社団法人 北海道農業会議	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761
北海道農業再生協議会	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (事務局：北海道農政部生産振興局農産振興課調整係内)	011-206-5434
北海道農業共済組合	〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	011-271-7212
サツラク農業協同組合	〒065-8639 札幌市東区苗穂町3丁目3番7号	011-721-7301
公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23号 北海道通信ビル6階	011-241-7551
札幌市 農政部	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2406
札幌市 農業支援センター	〒007-0880 札幌市東区丘珠町569番地10	011-787-2220
札幌市農業再生協議会	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (事務局：札幌市農政部農政課内)	011-211-2406
札幌市 中央卸売市場	〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目	011-611-3111